

令和五年政令第三百二十八号

漁港水面施設運営権登録令

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律

(昭和二十五年法律第百三十七号)第五十八条规定

六項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 漁港水面施設運営権登録簿等(第六条—第十一条)
第三章 登録手続(第十二条—第三十五条)
第四節 通則(第十二条—第三十五条)
第二節 漁港水面施設運営権に関する登録(第三十六条—第三十九条)
第三節 抵当権等に関する登録(第四十条—第四十四条)
第四節 信託に関する登録(第四十九条—第五十七条)
第五節 仮登録(第五十八条—第六十三条)
第六節 仮処分に関する登録(第六十四条—第六十六条)
第四章 登録事項の証明等(第六十七条—第六十八条)
第五章 雜則(第六十九条—第七十条)
附則 第一章 総則(趣旨)
第一条 この政令は、漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 登録記録 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録について、一の漁港水面施設運営権ごとに第九条の規定により作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。
二 登録事項 この政令の規定により登録記録として登録すべき事項をいう。
三 登録名義人 登録記録に漁港水面施設運営権等(漁港水面施設運営権又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権をいう。以下同じ。)について権利者として記録されている者をいう。

四 登録権利者 登録をすることにより、登録

上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

五 登録義務者 登録をすることにより、登録

上、直接に不利益を受ける登録名義人をい

い、間接に不利益を受ける登録名義人を除く。

六 変更の登録 登録事項に変更があつた場合

に当該登録事項を変更する登録をいう。

七 更正の登録 登録事項に錯誤又は遺漏があつた場合に当該登録事項を訂正する登録をいう。

(管轄) 第二条の登録は、農林水産大臣が行う。

(権利の順位) 同一の漁港水面施設運営権について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

2 付記登録 既にされた登録についてする登録であつて、当該既にされた登録を変更し、若しくは更正し、又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権についての順位は、主登録(付記登録の対象となる既にされた登録をいう。以下この項において同じ。)の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後による。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十二条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十三条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十四条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十五条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十六条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十七条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十八条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第十九条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十一条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十二条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十三条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十四条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十五条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十六条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十七条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十八条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第二十九条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

第三十条 登録は、官庁又は公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(当事者の申請又は嘱託による登録)

(登録)

第八条 登録は、登録簿に登録事項を記録することによって行う。

(登録記録の作成)

第九条 登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

(登録記録の滅失と回復)

第十条 農林水産大臣は、登録記録の全部又は一部が滅失したときは、当該登録記録の回復に必要な処分をすることができる。

(農林水産省令への委任)

(登録記録の滅失と回復)

第十一条 この章に定めるもののほか、登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に關する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(農林水産省令への委任)

(登録手続)

(登録の順序)

第十二条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十三条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十四条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十五条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十六条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十七条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十八条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第十九条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十一条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十二条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十三条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十四条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十五条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十六条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十七条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十八条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第二十九条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

第三十条 登録は、官庁若しくは公署の嘱託による登録を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

(登録の順序)

この場合において、同一の漁港水面施設運営権に關し同時に二以上の申請がされたとき(前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。)は、同一の受付番号を付するものとする。

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号)第五十八条规定の規定に基づき、この政令を制定する。

六項の規定に基づき、この政令を制定する。

3 前二項の規定による通知は、代位者にもしなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

(登録の抹消)

第三十一条 登録の抹消は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

第三十二条 買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、登録権者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

(除権決定による登録の抹消等)

第三十三条 登録権者は、共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないためその者と共に登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

2 前項の登録が買戻しの特約に関する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして農林水産省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項

3 前二項の場合において、非訟事件手続法第六条第一項に規定する除権決定があつたときは、第二十三条の規定にかかるわらず、当該登録権者は、単独で第一項の登録の抹消を申請することができます。

4 第一項に規定する場合において、登録権者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として農林水産省令で定めるものを提出したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、当該登録権者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

(職権による登録の抹消)

第三十四条 農林水産大臣は、登録を完了した後に当該登録が第二十条第一号、第二号又は第十号

一号に該当することを発見したときは、登録権者及び登録義務者並びに登録上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登録の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登録を抹消する旨を通知しなければならない。

2

農林水産大臣は、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは、決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の異議を述べた者がないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登録を抹消しなければならない。

第三十五条 抹消された登録の回復は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。

第二節 漁港水面施設運営権に関する登録

第三十六条 漁港水面施設運営権の設定の登録は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

一 漁港水面施設運営権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者

二 漁港水面施設運営権を有することができる登記権者

三 次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

一 漁港水面施設運営権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者

二 漁港水面施設運営権を有することができる登記権者

三 次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

一 漁港水面施設運営権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者

二 漁港水面施設運営権を有することができる登記権者

三 次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

(漁港水面施設運営権の行使の停止等による登録)

第三十九条 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権の登録の抹消を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

1

存続期間が満了したとき。

2 法第五十九条第一項又は第二項の規定により漁港水面施設運営権を取り消したとき。

3 農林水産大臣は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認められるときは、決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認められるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登録を行つたときは、当該漁港水面施設運営権の行使の停止又はその停止の解除の大臣に嘱託しなければならない。

第四十条 抵当権(根抵当権(民法第三百九十八条の二第二項の規定による抵当権をいう。以下同じ。)を除く。)の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

2 一債権額(一定の金額を目的としない債権について、その価額)

二 債務者の氏名又は名称及び住所

三 抵当権を目的とするときは、当該抵当権を担保する抵当権の登録にあっては、本邦通貨で表示した担保限度額

四 二以上の漁港水面施設運営権を目的とするときは、当該二以上の漁港水面施設運営権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

第四十一条 第四十条の規定は、民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

第四十二条 抵当権が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登録されている場合において、当該抵当権がその死亡又は解散によって消滅したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、登録権者は、单独で当該抵当権に係る権利にに関する登録の抹消を申請することができない。

第四十三条 抵当権の順位の変更の登録の申請は、順位を変更する当該抵当権の登録名義人が共同してしなければならない。

第四十四条 第四十条の規定は、民法第三百七十七条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

第四十五条 民法第三百九十三条の規定による代位の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた漁港水面施設運営権、当該漁港水面施設運営権の代位の登録

第四十六条 第四十条の規定は、前項の登録について準用する。

第四十七条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、することができない。

第四十八条 民法第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録は、第二十三条の規定にかかるわらず、当該根抵当権の登録名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における抵当権の移転の登録の登録事項

第四十九条 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録等

第五十条 債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録事項

第五十一条 債権の一部について譲渡又は代位弁

登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

(死亡又は解散による登録の抹消)

第五十二条 抵当権が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登録されている場合において、当該抵当権がその死亡又は解散によって消滅したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、登録権者は、单独で当該抵当権に係る権利にに関する登録の抹消を申請することができない。

第五十三条 抵当権の順位の変更の登録の申請は、順位を変更する当該抵当権の登録名義人が共同してしなければならない。

第五十四条 第四十条の規定は、民法第三百七十七条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

第五十五条 民法第三百九十三条の規定による代位の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた漁港水面施設運営権、当該漁港水面施設運営権の代位の登録

第五十六条 第四十条の規定は、前項の登録について準用する。

第五十七条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、することができない。

第五十八条 民法第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録は、第二十三条の規定にかかるわらず、当該根抵当権の登録名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における抵当権の移転の登録の登録事項

第五十九条 債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録事項

第六十条 債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録等

当権又はこれを目的とする権利の取得の登録の申請と併せてしなければならない。

(買戻しの特約の登録の登録事項)

第二十二条 第二項各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金(民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額)及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

(信託の登録の登録事項)

第四十九条 信託の登録事項は、第二十二条第一項各号に掲げるものほか、次のとおりとする。

一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
四 受益者代理人があるときは、その氏名又はあるときは、その旨
五 信託法(平成十八年法律第八号)第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨
七 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的
九 信託財産の管理方法
十 信託の終了の事由

十一 その他の信託の条項
前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを登録したときは、同項第一号の受益者(同項第四号に掲げる事項を登録した場合にあっては、当該受益者が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所を登録することを要しない。

農林水産大臣は、第一項各号に掲げる事項を明らかにするため、農林水産省令で定めるところにより、信託目録を作成することができる。(信託の登録の申請方法等)

第五十条 信託の登録の申請は、当該信託に係る漁港水面施設運営権等の設定、移転又は変更の登録の申請と一緒にしてしなければならない。

2 信託の登録は、受託者が単独で申請することができる。

3 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による漁港水面施設運営権等の変更の登録は、受託者が単独で申請することができ(代位による信託の登録の申請)

第五十一条 受益者又は委託者は、受託者に代わつて信託の登録を申請することができる。(受託者の変更による登録等)

第五十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第二項において同じ。)の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三条の規定にかかるらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする当該受託者の任務の終了による変更の登録は、第二十三条の規定にかかるらず、他の受託者が単独で申請することができる。

第五十六条 信託財産に属する漁港水面施設運営権等が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は、当該漁港水面施設運営権等の移転の登録若しくは変更の登録又は当該漁港水面施設運営権等の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。

第五十七条 信託の併合又は分割により漁港水面施設運営権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該漁港水面施設運営権等に係る当該の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による漁港水面施設運営権等の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により漁港水面施設運営権等が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様

二 信託法第八十六条第四項本文の規定によるによる漁港水面施設運営権等の移転の登録

二 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による漁港水面施設運営権等の変更の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による漁港水面施設運営権等の変更の登録

三 受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

(嘱託による信託の変更の登録)
第五十四条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、信託の変更を命ずる裁判権で、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

2 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管

理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

第五十五条 前二条に規定するもののほか、第四十九条第一項各号に掲げる登録事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

第五十六条 信託の登録について準用する。(信託の登録の抹消)

第五十七条 信託財産に属する漁港水面施設運営権等が移転、変更又は消滅により信託財産に属しないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は、当該漁港水面施設運営権等の移転の登録若しくは変更の登録又は当該漁港水面施設運営権等の登録の抹消の申請と同時にしなければならない。

第五十八条 仮登録は、次に掲げる場合にすることができる。

一 漁港水面施設運営権等について設定等があつた場合において、当該設定等に係る登録の申請をするために農林水産大臣に対し提出しなければならない書面であつて、第二十条第八号の申請書と併せて提出しなければならないものとされているもののうち農林水産省令で定めるものを提出することができないとき。

2 信託の登録の抹消は、受託者が単独で申請す

(権利の変更の登録等の特則)

第五十九条 信託の併合又は分割により漁港水面施設運営権等が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該漁港水面施設運営権等に係る当該の信託についての信託の登録の抹消及び当該他の信託についての信託の登録の申請は、信託の併合又は分割による漁港水面施設運営権等の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により漁港水面施設運営権等が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による漁港水面施設運営権等の変更の登録

二 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による漁港水面施設運営権等の変更の登録

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による漁港水面施設運営権等の変更の登録

三 受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

(嘱託による信託の変更の登録)
第五十四条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、信託の変更を命ずる裁判権で、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

一 漁港水面施設運営権等が固有受益者受託者財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合

二 漁港水面施設運営権等が信託受託者財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合

三 漁港水面施設運営権等が一の当該他信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託他の信託の信託財産に属する財産の受益の受益者及び受託者

(仮登録)
第五節 仮登録

第五十九条 仮登録に基づく本登録の順位

一 漁港水面施設運営権等の設定、移転、変更又は消滅について請求権(始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することができるもの)を保全しようとするとき。

二 漁港水面施設運営権等の設定、移転、変更又は消滅について請求権(始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することができるもの)を保全しようとするとき。

三 漁港水面施設運営権等の登録記録に当該仮登録に基づく登録であることを記録しているものが記録されているものをいう。以下同じ。)をした場合は、当該本登録の順位は、当該仮登録の順位による。

(仮登録の申請方法)

第六十条 仮登録は、仮登録の登録義務者の承諾があるとき及び次条に規定する仮登録を命ずる処分があるときは、第二十三条の規定にかかる

二 信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登録(第五十条第三項の登録を除く。)については、同表の中欄に掲げる者を登録義務権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。この場合において、受益者(信託管理人がある場合にあつては、信託管理人。以下この項において同じ。)については、信託管理人が登録の申請と同時にしなければならない。

2 仮登録の登録権利者及び登録義務者が共同して仮登録を申請する場合については、第十七条本文の規定は、適用しない。

(仮登録を命ずる処分)

第六十一条 裁判所は、仮登録の登録権利者の申立てにより、仮登録を命ずる処分をすることができる。

2 前項の申立てをするときは、仮登録の原因となる事実を疎明しなければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、漁港水面施設運営権に係る漁港の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

4 第一項の申立てを却下した決定に対しても、即時抗告をすることができる。

5 非訟事件手続法第二条及び第一編(第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第五十九条、第六十六条第一項及び第二項並びに第七十条を除く。)の規定は、前項の即時抗告について準用する。

(仮登録に基づく本登録)

第六十二条 漁港水面施設運営権に関する仮登録に基づく本登録は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾がある限り、申請することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請に基づいて登録をするときは、職権で、同項の第三者の権利に関する登録を抹消しなければならない。

第六十三条 仮登録の抹消は、第二十三条の規定にかかるわらず、仮登録の登録名義人が単独で申請することができる。仮登録の登録名義人の承諾がある場合における当該仮登録の登録上の利害関係人も、同様とする。

第六節 仮処分に関する登録
(仮処分の登録に後れる登録の抹消)
第六十四条 漁港水面施設運営権について民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録(同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮登録を除く。)を申請する場合は、(仮登録を除く。)とともにしたものと同様に、以下この条において同じ。)がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする漁港水面施設運営権の登録(仮登録を除く。)を申請する場合は、(登録の抹消を单独で申請することができる。)前項の規定は、漁港水面施設運営権を目的とする抵当権について民事保全法第五十四条において同じ。)

いて準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする当該抵当権の移転又は消滅に係る登録(仮登録を除く。)を申請する場合について準用する。

3 農林水産大臣は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請に基づいて当該処分禁止の登録に後れる登録を抹消するときは、職権で、当該処分禁止の登録も抹消しなければならない。

4 農林水産大臣は、保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該保全仮登録の順位による。

(保全仮登録に基づく本登録の順位)

第六十五条 保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該保全仮登録の順位による。

第六十六条 農林水産大臣は、保全仮登録に基づく本登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

(登録事項証明書等の交付等)

第六十七条 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登録事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)のうち農林水産省令で定める図面の全部又は一部の写し(これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付を請求することができる。

3 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類のうち前項の図面(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の閲覧を請求することができる。

第六節

(仮登録の抹消)
第六十八条 前条に定めるもののほか、登録簿及び登録簿の附属書類の公開に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 雜則
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十九条 登録簿の附属書類に記録されている情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)
い。(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

5 前項の規定にかかるわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に對し、農林水産省令で定めることにより、手数料を納付して、自己を申請者とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
第一項の規定による登録事一通につき六百七十円	
第二項の規定による図面の一漁港水面施設運営権に関する図面につき四百八十円	
第三項の規定による登録簿一事件に関する書類につき四百八十円	

らられる部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

5 前項の規定にかかるわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に對し、農林水産省令で定めることにより、手数料を納付して、自己を申請者とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

1 (施行期日)
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十四号)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

5 前項の規定にかかるわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に對し、農林水産省令で定めることにより、手数料を納付して、自己を申請者とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。